

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成 15 年 10 月 1 日

内閣総理大臣 殿

福岡県知事 麻生 渡

飯塚市長 江頭 貞元

平成 15 年 4 月 21 日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第 6 条第 1 項の規定及び法付則第 3 条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1. 変更事項

福岡県及び飯塚市が共同申請した「飯塚アジア IT 特区」計画に別紙「507 外国人情報処理技術者受入れ促進事業」の追加。

同計画の別紙「504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」の「2. 規制の特例措置を受けようとする者」、「4. 特定事業」における、上記特定事業 507 を追加することにより生じる文言等の追加・修正。

構造改革特別区域計画の記載事項のうち「4. 構造改革特別区域の特性」、「5. 構造改革特別区域計画の意義」、「6. 構造改革特別区域計画の目標」、「7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的影響」、「8. 特定事業の名称」における、上記特定事業 507 の追加することにより生じる文言等の追加・修正。

2. 変更事項の内容 別紙の通り

2. 変更事項の内容

(1 - 関係：別紙の追加)

変 更 前	記 載 な し								
変 更 後	<p>別 紙</p> <p>1 特定事業の名称 <u>外国人情報処理技術者受入れ促進事業（507）</u></p> <p>2 規制の特例措置を受けようとする者 <u>当該特区内に所在する以下の事業所において、情報処理分野の業務に従事する外国人情報処理技術者及びその配偶者または子</u> <u>・有限会社マルテック</u></p> <p>3 当該規制の特例措置に適用の開始の日 <u>特区計画認定後直ちに</u></p> <p>4 特定事業の内容 <u>（1）次に掲げる事業所において業務に従事する外国人情報処理技術者の受入の促進</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業所名</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> <th style="text-align: center;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>有限会社マルテック</u></td> <td style="text-align: center;"><u>飯塚市大字川津 216 - 1 - 105</u></td> <td style="text-align: center;"><u>ソフトウェア開発 ネットワーク機器開発</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（2）事業が行われる区域</u> <u>「構造改革特別区域計画」「3 構造改革特別区域の範囲」に同じ</u></p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 <u>（特区法第 22 条第 1 号及び 2 号に該当することを判断した根拠を示す内容）</u> 一、<u>昭和 62 年に開設された九州工業大学情報工学部は、より実践的な教育や研究を行うため、知能情報工学科、電子情報工学科、制御システム工学科、機械システム工学科、生物化学システム工学科を全国で初めて整備した学部である。</u> <u>また、特区内には福岡県立飯塚研究開発センター、(株)福岡ソフトウェアセンターといった産業技術支援機関、松下電器産業(株)マルチメディア開発センター、ヘンケル先端技術リサーチセンター（近畿大学分子工学研究所）、スタンフォード大学言語情報センタ</u></p>			事業所名	所在地	概 要	<u>有限会社マルテック</u>	<u>飯塚市大字川津 216 - 1 - 105</u>	<u>ソフトウェア開発 ネットワーク機器開発</u>
事業所名	所在地	概 要							
<u>有限会社マルテック</u>	<u>飯塚市大字川津 216 - 1 - 105</u>	<u>ソフトウェア開発 ネットワーク機器開発</u>							

変
更
後

一、飯塚ランチ等の研究機関、さらに飯塚トライバレー構想に基づき、中核的インキュベーション（民間のIDCセンター機能をも併せ持つ）施設である飯塚トライバレーセンターが立地するなど関連研究施設や情報関連施設が集積しつつある。

一方、近年、大学在学中あるいは卒業後ベンチャー企業を設立する動きが活発化してきており、現在、九州工業大学卒業生（アジアを中心とした外国人留学生によるものを含む）等によるベンチャー企業33社が設立されており、今後とも関連産業の集積は大いに期待できる。

なお、これらの大学や関連研究施設と事業所の相互の連携を図り、飯塚トライバレー構想を推進するため、産学官をメンバーとした「飯塚トライバレー委員会」を設置し、産学官連携の強化に取り組んでおり、特区内の情報処理産業の発展が相当程度見込まれると判断される。

二、特区内の情報処理関連中堅企業と中国のソフト開発関連企業等との業務提携等が活発化するとともに、地元ベンチャー企業が、平成14年6月からアジアを対象とする国際電子商取引市場である「e-アジアマーケットプレイス」のサイト運営を行うなど、アジア諸国との連携が強化されてきており、アジアビジネスの一翼を担う情報関連産業の拠点の形成に向けた動きが活発化してきている。このように、大学や関連研究施設との連携による国際的活動を前提とした情報処理関連のベンチャー企業の設立が活発化しており、アジアを中心とした高度な技術、知識を有する外国人情報処理技術者に対するニーズが高まっている。

このような環境のもと、外国人情報処理技術者が、特区内の事業所において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動を行い、特区内における情報処理産業の発展に貢献することにより、継続的に外国人ITベンチャー企業の集積が加速され、ひいては、IT関連企業のクラスター（集積）化が促進されるものと判断される。

(1 - 関連：別紙 5 0 4 の文言等の追加・修正)

変更前	別紙									
	<p>1 特定事業の名称 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業 (504)</p> <p>2 規制の特例措置を受けようとする者 次の機関との契約に基づいて当該特区内に所在する施設において「外国人研究者受入れ促進事業」に該当する外国人及びその配偶者または子 ・九州工業大学</p> <p>3 当該規制の特例措置に適用の開始の日 特区計画認定後直ちに</p> <p>4 特定事業の内容 (1) 当該特区の特定事業若しくはその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人等に係る在留資格認定証明書交付申請等につき、審査を担当する地方入国管理局において、特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別する優先的な処理。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 15%;">施設名</th> <th style="width: 15%;">所在地</th> <th style="width: 25%;">概要</th> <th style="width: 30%;">外国人の活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州工業大学</td> <td>情報工学部</td> <td>飯塚市大字川津 680-1</td> <td>知能情報工学科、電子情報工学科、制御システム工学科、機械システム工学科、生物化学システム工学科</td> <td>研究活動 (当該外国人の配偶者又は子としての活動を含む。)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">< 省 略 ></p>	機関名	施設名	所在地	概要	外国人の活動内容	九州工業大学	情報工学部	飯塚市大字川津 680-1	知能情報工学科、電子情報工学科、制御システム工学科、機械システム工学科、生物化学システム工学科
機関名	施設名	所在地	概要	外国人の活動内容						
九州工業大学	情報工学部	飯塚市大字川津 680-1	知能情報工学科、電子情報工学科、制御システム工学科、機械システム工学科、生物化学システム工学科	研究活動 (当該外国人の配偶者又は子としての活動を含む。)						
変更後	<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業 (504)</p> <p>2 規制の特例措置を受けようとする者 次の機関との契約に基づいて当該特区内に所在する施設又は当該特区内に所在する以下の事業所において「外国人研究者受入れ促進事業」又は「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」に該当する外国人及びその配偶者又は子 ・九州工業大学 ・ <u>有限会社マルテック</u></p>									

3 当該規制の特例措置に適用の開始の日
 特区計画認定後直ちに

4 特定事業の内容

(1) 当該特区の特定事業若しくはその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人等に係る在留資格認定証明書交付申請等につき、審査を担当する地方入国管理局において、特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別する優先的な処理。

(外国人研究者受入れ促進事業)

機関名	施設名	所在地	概要	外国人の活動内容
九州工業大学	情報工学部	飯塚市大字川津 680 - 1	知能情報工学科、電子情報工学科、制御システム工学科、機械システム工学科、生物化学システム工学科	特定研究活動 (当該外国人の配偶者又は子としての活動を含む。)

(外国人情報処理技術者受入れ促進事業)

機関(事業所)名	機関(事業所)の概要	外国人の活動内容
有限会社マルテック (代表取締役社長 林維毅) (住所 飯塚市大字川津 216-1-105)	ソフトウェア開発、ネットワーク機器開発	特定情報処理活動 (当該外国人の配偶者又は子としての活動を含む)

< 省 略 >

(1 - 関連：文言等の追加・修正及び数値情報の更新)

「 4 . 構造改革特別区域の特性 」

変 更 前	<p style="text-align: center;">< 省 略 ></p> <p>このような中、九州工業大学情報工学部の卒業生や留学生等による起業活動が活発に行われるなどIT関連産業の集積が進んできており、外国人研究者の活用や産学連携の推進等の規制の特例を適用することにより、アジアビジネス拠点の一翼を担うIT関連内外企業の集積を加速することが可能な区域である。</p> <p>(1)～(3) < 省 略 ></p> <p>(4)e - ZUKA TRY VALLEY構想</p> <p>「 9 . 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業のその他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項」参照)</p> <p>本年2月末(同4月開業予定)に完成したインキュベーション施設である飯塚トライバレーセンターを核(ハード施設)として、情報関連企業などの新産業の創出を図る飯塚トライバレー構想に産学官一体となって取り組んでいる。</p> <p style="text-align: center;">< 省 略 ></p>
変 更 後	<p style="text-align: center;">< 省 略 ></p> <p>このような中、九州工業大学情報工学部の卒業生や留学生等による起業活動が活発に行われるなどIT関連産業の集積が進んできており、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の活用や産学連携の推進等の規制の特例を適用することにより、アジアビジネス拠点の一翼を担うIT関連内外企業の集積を加速することが可能な区域である。</p> <p>(1)～(3) < 省 略 ></p> <p>(4)e - ZUKA TRY VALLEY構想</p> <p>「 9 . 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業のその他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項」参照)</p> <p><u>平成 15 年 4 月に開業</u>したインキュベーション施設である飯塚トライバレーセンターを核(ハード施設)として、情報関連企業などの新産業の創出を図る飯塚トライバレー構想に産学官一体となって取り組んでいる。</p> <p style="text-align: center;">< 省 略 ></p>

「 5 . 構造改革特別区域計画の意義」

変 更 前	<p style="text-align: center;">< 省 略 ></p> <p>本計画は地域の発想と主体性の発揮により情報関連産業の振興を図るため、民間の I D C 機能を併せ持つ中核インキュベーション施設である飯塚トライバレーセンターの整備や J A V A 関連技術を核とする人材育成、研究開発プロジェクト等の推進にあたり、産学連携、外国人研究者の活用等の分野の規制の特例を活用することにより地域の活性化を図るものである。</p> <p style="text-align: center;">< 省 略 ></p>
変 更 後	<p style="text-align: center;">< 省 略 ></p> <p>本計画は地域の発想と主体性の発揮により情報関連産業の振興を図るため、民間の I D C 機能を併せ持つ中核インキュベーション施設である飯塚トライバレーセンターの整備や J A V A 関連技術を核とする人材育成、研究開発プロジェクト等の推進にあたり、産学連携、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の活用等の分野の規制の特例を活用することにより地域の活性化を図るものである。</p> <p style="text-align: center;">< 省 略 ></p>

「 6 構造改革特別区域計画の目標」

変 更 前	<p style="text-align: center;">< 省 略 ></p> <p>更に、本地域においては、外国人ベンチャー等に対して地元の支援者（エンジェル）が住居、生活面等に関して強力な支援活動を実施するとともに、中国に知見の深い元大手スーパーチェーン店の経営者が本地域でベンチャー育成、支援を行っている。また、市独自にインキュベーション施設入居者に関する家賃補助制度や研究開発等に関する補助金制度による支援を強力に行っている等、日本一創業しやすい街を目指して街づくりを進めている。</p> <p style="text-align: center;">< 省 略 ></p> <p>このような地域特性を生かして、本計画は、トライバレー構想等の戦略的プロジェクトを加速するために、外国人研究者の受け入れ促進や産学連携等に係る規制の特例を導入するとともに、</p> <p style="text-align: center;">< 省 略 ></p>
変 更 後	<p style="text-align: center;">< 省 略 ></p> <p>更に、本地域においては、外国人ベンチャー等に対して地元の支援者（エンジェル）が住居、生活面等に関して強力な支援活動を実施するとともに、中国に知見の深い元大手スーパーチェーン店の経営者が本地域でベンチャー育成、支援を行っている。また、市独自にインキュベーション施設入居者に対する家賃補助制度や研究開発等に関する補助金制度による支援を強力に行っている等、日本一創業しやすい街を目指して街づくりを進めている。</p> <p style="text-align: center;">< 省 略 ></p> <p>このような地域特性を生かして、本計画は、トライバレー構想等の戦略的プロジェクトを</p>

<p>加速するために、<u>外国人研究者及び外国人情報処理技術者の受入れ促進</u>や産学連携等に係る規制の特例を導入するとともに、</p> <p style="text-align: center;"><省 略></p>

「 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的影響」

変 更 前	<p>飯塚アジアIT特区においては、近年アジア出身の外国人ベンチャー企業や大学発ベンチャー企業を多数輩出している。今後「外国人研究者受入れ促進事業」、「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」、</p> <p style="text-align: center;"><省 略></p>
変 更 後	<p>飯塚アジアIT特区においては、近年アジア出身の外国人ベンチャー企業や大学発ベンチャー企業を多数輩出している。今後「外国人研究者受入れ促進事業」、「<u>外国人情報処理技術者受入れ促進事業</u>」、「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」、</p> <p style="text-align: center;"><省 略></p>

「 8 特定事業の名称」

変 更 前	<p>8 特定事業の名称</p> <p>「国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業」(2 0 2)</p> <p>「外国人研究者受入れ促進事業」(5 0 1 , 5 0 2 , 5 0 3)</p> <p>「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」(5 0 4)</p> <p>「国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業」(7 0 4)</p> <p>「国の試験研究施設の使用の容易化事業」(7 0 5)</p> <p>「国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業」(8 1 3)</p> <p>「国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業」(8 1 5)</p>
変 更 後	<p>8 特定事業の名称</p> <p>「国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業」(2 0 2)</p> <p>「外国人研究者受入れ促進事業」(5 0 1 , 5 0 2 , 5 0 3)</p> <p>「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」(5 0 4)</p> <p>「<u>外国人情報処理技術者受入れ促進事業</u>」(5 0 7)</p> <p>「国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業」(7 0 4)</p> <p>「国の試験研究施設の使用の容易化事業」(7 0 5)</p> <p>「国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業」(8 1 3)</p> <p>「国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業」(8 1 5)</p>